

受託契約約款

(趣旨)

第1条 広島市中央卸売市場中央市場の卸売業者である 株式会社 花満（以下「会社」という。）が広島市中央卸売市場中央市場（以下「市場」という。）において行う卸売のための販売の委託の引受は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）、広島市中央卸売市場業務条例（令和2年条例第13号。以下「業務条例」という。）、同条例施行規則（令和2年規則第45号。以下「規則」という。）その他関係諸法令、売買取引の条件によるほか、委託者との間に特約のない限り、本約款によるものとします。

(会社の義務)

第2条 会社は、委託者のために、受託した物品の卸売を誠実に行います。

2 会社が本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負います。

(委託者の義務)

第3条 委託者は、委託する物品については、次に掲げる事項に適合し、その商標信用を保証する責任を有するものとします。

- (1) 委託物品の品質・表示等を適切にする義務
- (2) 委託物品を指定された場所・方法で引渡す義務
- (3) 出荷に必要な情報・書類等を正確に提供する義務

(委託物品の引渡し)

第4条 委託者は、会社に対する委託物品の引渡しを市場内の卸売場で行うこととします。ただし、会社が引渡し場所を特定した場合は、当該場所で引渡しを行うことができることとします。

(委託物品の受領)

第5条 会社は、委託物品の引渡しを受けたときは、委託者に対して、ただちに、その物品の種類、数量、等級、品質、受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を通知します。ただし、受領の翌日までに売買仕切書を発送する場合は、売買仕切書の発送をもって受領の通知に代えることができることとします。

2 前項の場合において、委託物品について、種類又は品質の相違、損敗、数量の

不足等の異状を認めたときは、会社は、引渡しを受けた後、当該物品に係る販売担当者立会いのもと、遅滞なく会社が定める検査員の確認を受け、ただちにその結果を委託者に通知することとし、また、当該物品を販売したときは、その結果を売買仕切書に付記することとします。

(委託物品の保管)

第6条 会社は、受領した委託物品の販売が終了するまでは、その保管の責任を負うものとします。

2 会社は、会社の責めに帰すべき事由によって委託物品の保管中に生じた腐敗損傷等委託者の受けた損害について、その賠償の責任を負います。

3 会社は、委託物品の卸売に当たりその一部を見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下又は減量等については、その責任を負いません。

(委託物品の手入れ等)

第7条 会社は、委託物品の性質に従い、その販売のため通常必要とする手入加工、その他の調整をすることができるものとします。

(委託物品の検査)

第8条 会社は、委託物品の保管中その物品について国又は地方公共団体の検査を受けたときは、速やかに、その概要等を委託者に通知します。

(衛生上有害な物品等の受託拒否)

第9条 会社は、次の各号に掲げる場合は、販売の委託を引き受けません。

- (1) 販売の委託の申込みがあった取扱物品が食品衛生上有害である場合
- (2) 販売の委託の申込みがあった取扱物品が市場において過去にすべて残品となり販売に至らなかった物品と品質が同程度であると開設者が認める場合
- (3) 卸売場、倉庫その他の卸売業者が市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
- (4) 販売の委託の申込みがあった物品に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
- (5) 販売の委託の申込みが会社が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- (6) 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷

であることが明白である場合

(7) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第77号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下、この号において「暴力団員等」という)

イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 前項の各号に掲げる物品について、販売の委託があったときは、会社はこれを処分することがあります。

3 前項の処分によって生じた費用及び損害は、すべて委託者の負担とします。

4 第2項の処分をしたときは、会社は、速やかに、その旨を委託者に通知します。

(帳簿の閲覧)

第10条 会社は、委託者からの要望や質問に対しては真摯に対応します。特別な事情がある場合を除いて営業時間中、いつでも販売の委託を受けた物品の販売に関する諸帳簿及び書類の閲覧の求めに応じ、かつ、質問に応答します。

(受信場所)

第11条 委託者からの会社に対する諸通信は、市場内の会社の事務所あてに行うものとします。

(送り状等の添付)

第12条 委託者が会社あてに委託物品を出荷する場合は、その物品の種類、数量、等級、品質、その他受領に関し必要な事項を記載した送り状又は発送案内をその物品に添付するものとします。なお、委託物品の運送を他人に委託する場合も同様とします。

2 前項の送り状又は発送案内をその物品に添付しないときは、委託者は、品質の相違、数量の不足又は委託先の不明等による受領の遅延について、会社に対抗することはできないこととします。

(委託物品の上場)

第13条 会社は、委託物品を、その受領後最初の卸売取引に上場するものとします。

- 2 会社は、委託者に著しく損害を与えるおそれがあることその他相当の事由があると認めたときは、委託者の同意を受けて委託物品の全部又は一部についてその上場を前項の翌日の卸売取引へと変更するか、翌日及びそれ以降の連続する営業日へ等量ずつ分割して上場することができることとします。
- 3 委託物品の上場順位は、委託者から特段の指示がない場合は、会社の判断により決めることができるものとします。

(販売方法)

第14条 委託物品の販売方法は、せり売、相対取引の方法によることとします。

(販売不成立の場合の処理)

第15条 会社は、委託物品について、その販売が不成立となった場合は、延滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。

- 2 前項の場合、委託者は会社に出該物品の返送又は廃棄を求めることができるものとします。
- 3 前項の規定により、委託者の求めに応じて、会社が当該物品の返送又は廃棄した場合に要した費用は委託者の負担とします。

(指値等の条件)

第16条 委託者は、委託物品の販売について、指値（消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。）その他の条件を付することができることとしますが、その場合には、第12条第1項の送り状若しくは発送案内等に付記するか又はその物品の販売準備着手前までにその旨を会社に通知しなければならないこととします。なお、これらの通知がその物品の販売準備着手前までに到着しないときは、その条件がなかったものとみなすものとします。

- 2 前項の指値その他の条件を変更しようとする場合は、前項の規定を準用することとします。

(指値等の条件がある場合で販売不成立の場合の処理)

第17条 会社は、委託物品の販売につき指値その他の条件がある場合において、その条件どおり委託物品を販売することのできないときは、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。ただし、委託者の指図を待つと委託者に対し著しく損害を与えるおそれがあると認められる場合においては、その条件がなかったものとみなしてこれを販売することができることとします。

- 2 前項の場合において、損害が生じたときは、会社は、その賠償の責任を負いま

せん。

- 3 第1項ただし書の規定によって販売したときは、会社は、その旨を売買仕切書に付記して委託者に送付するものとします。

(再委託の禁止)

第18条 会社は、委託者の要求又は同意がなければ、他の卸売業者に委託物品販売の委託をすることはできないこととします。

(委託の解除等)

第19条 委託者による販売委託の解除又は他の卸売業者への委託替えの申込みは、その委託物品の販売準備着手前に限り、会社は、これに応ずるものとします。

- 2 前項の申込みに応じた場合においては、会社は、委託の解除又は委託替えに応じたために要した費用は委託者の負担とします。

(会社に事故があるときの処置)

第20条 卸売業者として卸売の業務を行うことができなくなった場合においては、未販売の委託物品は、出荷者の指示を仰ぐこととします。

(販売後の事故処理)

第21条 委託物品を販売し、これを買受人に引き渡した後において、買受人から隠れた瑕疵があること又は数量、品質に著しい差異があること等を理由として広島市長が定める期間内に会社に対して販売代金の減額の申出があった場合であつて、その申出について広島市長が正当な理由があると認めたときは、会社は、それに相当する減額をします。この場合、会社は仕切書に付記する等の方法を用い、委託者にその旨を通知するものとします。

(委託手数料)

第22条 会社が委託者から収受する委託手数料は、花き及びその加工品は卸売金額（消費税及び地方消費税を含む金額とします。以下同じ。）から消費税及び地方消費税を除いた金額に100分の10.0を乗じて算出した金額に、消費税率（標準税率）を乗じて得た金額を加算した金額とします。

(委託者の費用負担)

第23条 委託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を含めて委託者の負担とします。

- (1) 通信費（当該物品を販売するに当たって委託者等への連絡に要する費用）
- (2) 運送料（会社の当該物品の卸売場までの運搬費及び荷卸しに要する費用）
- (3) 売買仕切金送料
- (4) 保管料（委託物品を冷蔵その他の方法により保管したため、とくに経費を必要としたときはその費用）
- (5) 調整費（手入れ加工その他の調整につき、とくに経費を要したときはその費用）
- (6) その他会社が立て替えた費用

2 委託手数料及び前項各号の費用は、委託物品の卸売金額から控除するものとします。

（売買仕切書の送付）

第24条 会社は、委託物品の卸売をしたときは、その卸売をした翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、販売価格、数量、消費税法の標準税率が適用される品目の販売価格と数量の積の合計額並びに消費税及び地方消費税に相当する額、消費税法の軽減税率が適用される品目の販売価格と数量の積の合計額並びに消費税及び地方消費税に相当する額、前条第2項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額並びに差引仕切金額（「売買仕切金」とします。以下同じ。）を記載した売買仕切書を委託者に送付するものとします。

（仕切金の支払）

第25条 売買仕切金の支払いは、委託者と個別の約束がない限りは、毎月15日及び月末に締めてその翌日に行うものとします。ただし、支払日が金融機関の休業日の場合には、翌第1営業日を支払日とします。

2 売買仕切金の支払いは、原則委託者が指定する金融機関の口座へ振込します。

（仕切金の精算）

第26条 委託者は、委託物品の卸売金額が委託手数料と第23条第2項の規定により控除すべき金額の合計額に満たないときは、会社に対し、速やかに、精算するものとします。ただし、委託者が引き続き販売の委託をする場合には、次の委託物品の仕切計算に合算してこれを精算することができるものとします。

（再販売）

第27条 会社は、買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったため委託物品を再

販売したときは、その卸売金額によって仕切りを行うものとします。ただし、再販売によって差損金を生じたときは、最初に販売したときの卸売金額によるものとします。

(臨時開市等の通知)

第28条 臨時の開市及び休業その他委託者に重要な関係を有する事項については、ただちに委託者に通知するものとします。

(管轄裁判所の指定)

第29条 販売の委託に関する一切の事件に係る訴訟については、市場の所在地の裁判所に提起するものとします。

附則

2026年10月1日改定

広島市西区草津港一丁目8番1号
株式会社 花満